

熊本市個人情報保護条例の一部改正について

熊本市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市個人情報保護条例の一部を改正する条例

熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第18条の2の次に次の1条を加える。

（第三者の保護に関する手続）

第18条の3 実施機関は、開示請求に係る個人情報に本市又は開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、第18条第1項の規定による決定をするに際し、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 前項に規定する手続を経て、当該個人情報を開示するときは、実施機関は、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が審査請求手続を講ずるに足りる相当の期間を確保するとともに、開示の決定後、速やかに、当該第三者に対し、規則で定める事項を通知するものとする。

第28条を次のように改める。

（審査請求）

第28条 開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対し、審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、次に掲げるときを除き、当該審査請求に関する事項について、速やかに審議会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 当該審査請求を却下するとき。
 - (2) 当該審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき（当該個人情報に第三者に関する情報が記録されているときを除く。）。
 - (3) 当該審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとするとき。
 - (4) 当該審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとするとき。
- 2 開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。
- 3 第1項の規定による諮問は、次に掲げる書面を添えてしなければならない。
- (1) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し
 - (2) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書の写し（審査庁に対し当該書面が提出されている場合に限る。）
 - (3) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項の意見書の写し（審査庁に対し当該書面が提出されている場合に限る。）
- 第28条の次に次の2条を加える。
- （諮問をした旨の通知）
- 第28条の2 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 第18条の3第1項に規定する手続を経て、当該審査請求に係る個人情報の開示に反対の意思を表示した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第 28 条の 3 第 18 条の 3 第 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 実施機関の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた実施機関の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定又はこの条例の施行前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

（提出理由）

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）の施行による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）の一部改正に伴い、本市もこれに準じる等、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。